

平成 26 年 2 月 吉日

顧 問 先 様 各 位

丹羽会計事務所
株式会社丹羽会計

消費税等税率変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成 26 年 4 月 1 日より消費税等の税率が 5% から 8% へ引き上げられます。

つきましては、平成 26 年 4 月 1 日以降の消費税等の請求額を下記の通り対応させていただきます。内容をご確認いただきご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご期待にお応えできるよう、鋭意努力いたす所存でございますので、今後ともご支援とご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. [現 行] (顧問料・その他報酬) + 消費税 (5%)
2. [改 正] (顧問料・その他報酬) + 消費税 (8%)
3. [適用開始日] 平成 26 年 4 月 1 日

以上